

日光国立公園の公園区域及び公園計画の変更について

1 変更の理由

日光国立公園は、昭和9年12月に阿寒、大雪山、中部山岳及び阿蘇国立公園とともに指定された、わが国初期の国立公園の一つである。

当初、指定区域は日光、尾瀬及び奥鬼怒地区であったが、昭和25年の区域拡張により那須甲子・塩原、鬼怒川、栗山及び足尾地区が加えられ、概ね現在の形が作られた。その範囲は福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の4県に及び、尾瀬地域、日光地域、那須甲子・塩原地域の3地域で構成されている。

尾瀬地域は、我が国を代表する山地湿原である尾瀬ヶ原や尾瀬沼、その後背に位置する燧ヶ岳や至仏山の山容等が一体となった極めて自然性が高く多様な景観を有するとともに、自然とのふれあいの場として多くの人々に利用されている地域である。

今般、尾瀬地域を尾瀬国立公園（仮称）の区域の一部として指定することから、本公園の区域より削除するとともに、尾瀬地域の公園計画を削除するものである。

2 変更案の概要

（１）公園区域の変更

- 尾瀬国立公園（仮称）として指定する尾瀬地域の公園区域を削除する。

（２）公園計画の変更

ア 保護規制計画の変更

- 尾瀬地域の保護規制計画を削除する。

イ 利用施設計画の変更

- 尾瀬地域の利用施設計画を削除する。

